# 令和８年度事業計画

【基本方針】

私たちを取り巻く環境は、長引く経済不況や少子高齢化の進行、人間関係の希薄化による地域力の低下、物価高や担い手の不足など複雑かつ多様な福祉課題が顕在化しています。

このような中、本会は地域福祉を推進する中核団体として、地域住民の複合・複雑化した生活課題に対し、多機関と連携し住み慣れた「家庭」や「地域社会」において、継続し、自立した生活を営むことができるよう、あらゆる人々の抱える課題に対応し、各種の福祉サービスや援助の仕組みを整え、提供し、安全で安心な地域社会づくり、住民同士の助け合いや支え合いなど、「だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公平さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。事業の展開にあたっては、「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮できるよう、地域住民や関係機関・団体等と協働し、地域福祉事業の構築に努めます。

【重点目標】

１．社協活動基盤の整備

（１）本市の地域福祉・在宅福祉を総合的に推進する民間の中核団体としての機能を十分に発揮するため、事務局をはじめ各事業の職員体制の整備に努めるとともに、職員の資質向上を図る。

２．ボランティア活動の推進

（１）ボランティアセンター機能の充実を図り、情報収集を行うとともに団体や個人のボランティアの育成とその活動を積極的に支援する。

（２）ボランティア活動普及事業協力校の指定、児童生徒のふれあいボランティア事業及びサマーボランティア体験事業の開催により、青少年のボランティア活動の推進を図る。

３．在宅福祉サービス事業の効果的運営

（１）「通所介護」、「介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）」の実施により、要支援及び要介護状態にある高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

（２）「通所型サービスＡ事業」の実施により、要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生をおくることができるよう支援する。

（３）「福祉サービス利用支援事業」の実施により、認知症・精神障害・知的障害があっても金銭管理に不安を抱くことなく住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう日常生活の支援を行う。

（４）「権利擁護・成年後見支援センター事業」の実施により、判断能力が不十分な方々の人権を尊重し、地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携及び協働により、権利の擁護及び成年後見制度の利用促進等を図る。

（５）「生活支援コーディネーター事業」の実施により、生活支援サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るとともに地域における支え合い体制づくりを推進する。

【事業実施計画】

| 区　　分 | 事業・活動名 | 事業の目的及び内容 |
|---|---|---|
| １．会務の運営 | （１）役員会の開催 | 社協の円滑な運営と事業の推進を図るため、理事会、評議員会を開催する。<br>理事会２回　　評議員会２回 |
| | （２）関係機関・団体との連絡・協調 | 県・地区・支部社協、行政機関をはじめ、各福祉施設、福祉団体等の関係機関・団体と連携・協調して各事業及び地域福祉活動を推進する。 |
| | （３）役職員の資質の向上 | 県社協等が主催する各種大会や研修会に出席する一方、日常的に研鑽の場を設けるなどして役職員の資質向上を図る。 |
| | （４）広報活動の充実 | 「社協だより」を年２回、また必要に応じてチラシを発行して広報活動に努めるとともに、市民の理解と活動への協力を求める。<br>ホームページを活用した情報発信・情報公開に努める。 |
| ２．ボランティアの育成と活動の推進 | （１）ボランティアセンター運営体制の整備充実 | ボランティアセンター運営体制の充実を図るため、活発な活動ができる体制づくりに努める。 |
| | （２）ボランティアコーディネーターの配置とその活用 | ボランティアセンターの円滑な運営と機能の活性化を図るために、ボランティアの登録及び活動の場の提供等を行うボランティアコーディネーターを配置してその活用を図る。 |
| | （３）ボランティア協力校の指定 | ボランティア協力校を指定して活動の支援を行い、青少年のボランティア意識の高揚と普及を図る。<br>ふれあいボランティア活動を推進し、１０回単位の達成で認定証の交付を行う。２０回達成者については「小さな親切」実行章の推薦を行う。 |
| ３．高齢者福祉活動 | （１）長寿者への記念品贈呈（敬老祝い事業） | 長寿者（９０歳以上の高齢者）に対して永年のご苦労をねぎらうとともに、長寿を祝い記念品を贈呈する。 |
| | （２）友愛訪問活動事業 | 民生委員による一人暮らし高齢者・夫婦のみの高齢者世帯を対象とした友愛訪問活動（年末カレンダー配布等）を行う。 |
| | （３）「生きいきデイサービスセンター」事業 | 要支援及び要介護状態にある高齢者等の社会的孤独感の解消や生活機能の維持及び向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。<br>明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。 |

| 区　分 | 事業・活動名 | 事業の目的及び内容 |
|---|---|---|
| | (4)通所型サービスＡ事業 | 要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。<br>・よろ～て元気アップ体操 |
| | (5)生活支援コーディネーター事業 | 生活支援サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るとともに地域における支え合い体制づくりを推進する。<br>①生活支援コーディネーターの配置（第２層）<br>②フードドライブ事業の展開<br>・回収拠点として社協、古田・住吉校区に設置<br>・子ども食堂、生活困窮世帯の援助を行う<br>③買い物支援バス「イコカー」の運行<br>・どんがタクシーを利用できない榕城校区11集落の住民を対象に買い物支援バスを運行 |
| | (6)関係機関との連携 | 地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の介護予防・生活支援に努める。 |
| 4．障害児（者）福祉活動 | （1）障害児（者）団体及び活動への支援 | 障害児（者）ができる限り自立した生活ができるように、本人はもとより家族や団体及びその活動について支援を行う。<br>・手をつなぐ育成会活動への支援<br>・特別支援学級児童生徒への支援<br>・各種行事への支援並びに参加 |
| 5．青少年福祉活動 | （1）福祉人材養成研修事業<br>「サマーボランティア体験事業」 | 青少年のボランティア活動への参加を促進するため、夏休み期間を月間と定め、ノーマライゼーションやボランティア活動への理解と関心を深める機会とする。<br>①ふれあい体験プログラム<br>デイサービス、児童館の各種プログラムを計画し、ふれあい体験を実施する。<br>②福祉入門教室<br>非常炊き出し訓練、手話講習、高齢者疑似体験を通して、ボランティア活動への興味・関心を高める。 |
| | （2）かもめ児童館・美浜児童センターの運営 | 子育て支援、放課後児童への対応等、児童館・児童センターの役割は益々重要なものとなり、行政をはじめ関係機関、保護者、地域の方々との連携を強化して子どもを見守り育てるため、次の活動を行う。 |

| 区　　分 | 事業・活動名 | 事業の目的及び内容 |
| --- | --- | --- |
| | （2）かもめ児童館・美浜児童センターの運営 | ・遊びを通じた子どもの育成<br>・子育て家庭の支援<br>・地域の子育て環境づくり<br>・子育てサロンの開催 |
| 6．母子寡婦福祉活動 | （1）母子寡婦福祉会活動への支援 | 社会福祉団体としての活動を支援する。 |
| 7．低所得世帯等への資金の貸付事業 | （1）生活福祉資金貸付事業 | 低所得世帯・障害者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、目的に応じた資金貸付の事務を行い、地区担当民生委員の協力のもと適切な償還指導等を行い世帯の自立更生を支援する。 |
| | （2）助け合い資金貸付事業 | 低所得世帯等に対して一時的・緊急的に必要な小口貸付を行い、世帯の自立更生を支援する。<br>適切な償還指導を行い、事業の円滑な運営を図る。 |
| 8．ふくしのまちづくり事業 | （1）福祉サービス利用支援事業 | 認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力が不十分な方に対して、自立した生活ができるように相談及び支援を行う。<br>①福祉サービス利用手続きの支援<br>②日常生活の金銭の出し入れ<br>③重要書類等（通帳・印鑑・各種証書）の保管<br>身寄りのない高齢者等を支援する新たな事業への取組みの検討<br>①入院・入所等の手続き支援<br>②死後事務の手続き |
| | (2)権利擁護・成年後見支援センター事業 | 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的・精神障害者等の人権が尊重され、地域において安心して生活できるよう、権利の擁護及び成年後見制度の利用を促進する。<br>①権利擁護に関する相談窓口の設置<br>②虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援<br>③成年後見制度の普及啓発及び研修会の開催<br>④成年後見制度の利用に関する支援<br>⑤権利擁護及び成年後見制度に関する関係団体との連携 |

| 区　分 | 事業・活動名 | 事業の目的及び内容 |
|---|---|---|
| | （3）地域くらし・ささえあい事業 | コロナ渦における緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を行う。<br>①貸付担当者によるアウトリーチ等事業<br>・自立支援機関への情報の提供、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の積極的なフォローアップ支援（生活再建に向けた支援）<br>②地域支え合いマッチング事業<br>・信頼関係の構築・潜在課題の抽出を行い、抽出した情報を相談員につなぎ、チームアプローチにて支援を行う。<br>③生活情報 ICT 活用支援事業<br>・孤立している借受人や情報弱者に対して、ICTを活用して必要な生活支援の情報を届け、情報を伝えることにより孤立死や閉じこもりの防止も図る。 |
| | （4）利用者の相談・苦情への対応 | サービス利用者からの相談や苦情の円滑かつ円満な解決を図るため、相談・苦情解決責任者、相談・苦情受付担当者、第三者委員を選任してその体制を整備するとともに、利用者への周知を図る。 |
| | （5）おたすけ愛ネットワーク互助事業 | 高齢者・障害者等が安心して生活できるよう、地域全体で見守り、地域住民による支え合い活動のしくみを構築する。ちょっとした困りごとの解決のため有償ボランティアによるシステムを提供する。 |
| | （6）福祉有償運送事業 | 利用者として登録された高齢者及び障害者等に対し、実費の範囲内であり、また営利とは認められない範囲の対価によって、原則ドア・ツー・ドアの移送サービスを行う。 |
| | （7）かごしまおもいやりネットワーク事業への参加 | 福祉的課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に、社会福祉法人の持つ機能・ネットワーク・資源を地域で活かしながら相談支援の活動を行う。<br>問題を抱えている住民が自立した生活ができることを目標に、継続的な相談・支援や見守りを行う。<br>①基金への拠出<br>②相談員及びコミュニティワーカーの配置<br>③経済的支援<br>④関係機関との連携 |
| | （8）フードドライブ | 子ども食堂・生活困窮世帯支援のためのフードドライブ事業を展開する。 |

| 区　　分 | 事業・活動名 | 事業の目的及び内容 |
|---|---|---|
| 9．被災者救援活動 | （1）災害被災者への援助活動 | 火災や風水害等による被災者若しくは遺族に対し、災害見舞金支給規程に基づき、災害発生後速やかに見舞金を支給するとともに、日本赤十字社災害救援物資及び共同募金会見舞金を支給する。 |
| 10．指定管理者指定による施設の管理・経営 | （1）西之表市老人福祉センターの管理・経営 | 市委託事業に関わる使用及び、利用者の利便性を最大限に考慮し、創意工夫しながら施設の有効活用を行う。また、市民及び福祉関係団体等への施設の積極的な開放を行う。 |
| | （2）かもめ児童館・美浜児童センターの管理・経営 | 放課後児童への対応、子育て支援等、地域社会の実情やニーズを踏まえた柔軟な活動及び施設活用を行う。 |
| 11．共同募金運動 | （1）赤い羽根共同募金運動 | 赤い羽根共同募金の趣旨の理解を得るため、支部社協・自治公民館長への協力依頼や広報紙・チラシ等を使った広報活動を行い、地域住民・関係団体・企業の協力をいただき目標達成に努力する。<br>また、市民の善意によって拠出された募金の配分については使途を明確にし、地域福祉の推進に有効活用する。 |
| | （2）歳末たすけあい運動 | 地域住民の協力のもと、新たな年を迎える時期に援助や支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう越年金配分を行うとともに、地域福祉事業活動資金として活用する。 |
| 12．赤十字活動 | （1）赤十字思想の普及及び会員・会費の増強運動 | パンフレットやチラシ等を活用して赤十字思想を広く市民に普及して運動への理解を求め、支部社協や自治公民館長の協力をいただき、会員・会費の増強に努める。また、赤十字奉仕団の支援を行う。 |